

別表1

ユーク (機都市居住評価センター) 試験手数料

平成18年3月1日

1. 特別評価方法認定に係る手数料

表1

(単位：円/申請1件、内税扱い)

認定の区分		(A：床面積の合計)	手数料
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定			336,000
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定	$A \leq 500\text{m}^2$	441,000
		$500\text{m}^2 < A \leq 3,000\text{m}^2$	661,500
		$3,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	976,500
		$10,000\text{m}^2 < A$	1,249,500
上に掲げる認定以外のもの			420,000
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定			525,000
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定			525,000

2. 次の各号に掲げる場合の手数は、前項1の規定に係らず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とします。

- (1) 建築基準法第68条の26第1項の構造方法等の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの（次号において「技術的認定等」という。）を受けた特別評価方法（建築材料又は構造方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合：表2
- (2) 技術的認定等を受けた特別評価方法（試験方法又は計算方法に係るものに限る。）について認定を受けようとする場合：表3

表2 (建築材料又は構造方法に係るもの)

(単位：円/申請1件、内税扱い)

認定の区分		(A：床面積の合計)	手数料
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定			189,000
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定	$A \leq 500\text{m}^2$	246,750
		$500\text{m}^2 < A \leq 3,000\text{m}^2$	367,500
		$3,000\text{m}^2 < A \leq 10,000\text{m}^2$	535,500
		$10,000\text{m}^2 < A$	682,500
上に掲げる認定以外のもの			236,250

(注) 表2に示す手数料は、原則として、法第68条の26第1項に係る評価を他の評価機関で受けた場合も同様とする。

表3 (試験方法又は計算方法に係るもの)

(単位：円/申請1件、内税扱い)

認定の区分		手数料
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定		367,500
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定		367,500

(注) 表3に示す手数料は、原則として、法第68条の26第1項に係る評価を他の評価機関で受けた場合も同様とする。

- (3) 一の申請において、表1の認定の区分欄に掲げる2以上の認定の区分について認定を受けようとする場合：該当する認定区分の組合せにより手数料は異なりますので、性能評価・試験事業部までご相談ください。